国民健康保険からのお知らせ

■14日以内に届け出が必要です

次の場合は必ず届け出をお願いします。

- ●転入したとき
- ●退職などにより職場の健康保険を やめたとき
- ●子どもが生まれたとき

. 国保をやめるとき …………

- ●転出するとき
- ●就職などにより職場の健康保険に 加入したとき
- ●被保険者が死亡したとき

会社の健康保険に加入した後、新しい保険証が届かないからと、国保の保険証を使って病院に受 診した場合は、国保が負担した分の医療費を後日返してもらうことになるため、加入する際に保険 証をいつから使用できるか確認してください。

また、会社などの健康保険に加入して、国保をやめる届け出をしていない場合、会社の保険料と 国保税を二重に支払うことがありますのでご注意ください。

■確定申告はお済みですか

国保税の税額は、前年の所得に応じて計算します。

前年の申告を行っていないと、所得の決定ができず軽減措置を受けられなくなり、税額が高くなる 場合や、高額療養費の自己負担額が高くなるなどの不都合が生じる場合があります。

まだ平成25年分の申告を行っていない方は、速やかに申告を行いましょう。

【問い合わせ】 ぐ0165432111

名寄庁舎1階 市民課国保高齢医療係(内線3114、3118)

風連庁舎1階 地域住民課(内線119)

赤十字救急法基礎講習

呼吸停止・心停止など直ちに手当てが必要な方 に対して、救急隊が到着するまでの間、迅速に救 命の手当てを行えるよう必要な知識と技術を身に 着けることを目的として講習会を行います。

- ■と き 7月6日(日) 9:00~13:00
- **■ところ** 駅前交流プラザ「よろーな」(東1南7) 大会議室
- **■受講費** 1,500円(教材費)
- **■対 象** 15歳以上

社会福祉課福祉総務係(名寄庁舎2階) **ぐ**01654③2111 (内線3222)

■定 員 30人 ■申込締切 6月27日(金) ■申し込み・問い合わせ

ご存知ですか「筆界特定制度」

「筆界特定制度」とは、 あなたの大事な土地が 登記された際の筆界を 明らかにする制度です。 裁判所の境界確定訴訟 より迅速に筆界を特定 できます。



法務局では、「筆界特定制度」に基づく筆界特 定申請を受け付けています。隣接地との筆界が分 からなくて困っている方、筆界について隣地の所 有者との間で争いのある方は、ぜひご相談くださ い。

■問い合わせ 旭川地方法務局名寄支局

? 0 1 6 5 4 2 2 3 4 9